

## 京丹波町薪ストーブ等購入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連業者の活性化に寄与するため、薪ストーブ等を購入する者に対し、予算の範囲内において京丹波町薪ストーブ等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京丹波町補助金等交付規則（平成17年京丹波町規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「薪ストーブ等」とは、薪及び木材の端材等を燃料として使用するストーブ又はボイラーをいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 薪ストーブ等を自らが居住する町内の住宅又は施設（団体の活動のために使用する施設をいう。）若しくは事業所（工場は除く。）で、暖房用又は給湯用等として設置するものであること。
- (2) 購入する薪ストーブ等は、未使用品であること。
- (3) 町税及び水道料金等、町への納入金を完納していること。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、薪ストーブ等の購入に要する経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の建物について1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹波町薪ストーブ等購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置予定箇所の写真

- (2) 薪ストーブ等の税込本体価格が記載された見積書の写し
- (3) 設置する薪ストーブ等の仕様がわかる書類
- (4) 町税及び水道料金等の納付状況に関する調査の同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、京丹波町薪ストーブ等購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知を行い、適当でないとして認めたときは、京丹波町薪ストーブ等購入補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容に変更がある場合は、京丹波町薪ストーブ等購入補助金変更交付申請書（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の変更交付を決定し、京丹波町薪ストーブ等購入補助金変更承認通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（着手届の提出）

第9条 補助対象者は、補助金交付決定を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付決定年月日から起算して2月以内に設置工事に着手するものとし、着工したときは、京丹波町薪ストーブ等購入補助金工事着手届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（薪ストーブ等の設置）

第10条 補助対象者は、交付決定の日の属する年度の3月10日までに工事を完了しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、設置完了の日から起算して14日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、京丹波町薪ストーブ等購入補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等の設置完成写真
- (2) 薪ストーブ等購入に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、京丹波町薪ストーブ等購入補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第13条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに京丹波町薪ストーブ等購入補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等の協力）

第14条 町長は、補助事業の適正な執行のため、薪ストーブ等の設置工場の状況を検査し、又は調査することができる。

2 町長は、補助対象者に対し、薪ストーブ等の運用状況に関するデータの提供その他地球温暖化防止に必要な町の取組に協力を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。